

## 店舗販売業の開設許可申請について（那覇市保健所）

令和7年2月

- 要指導医薬品又は一般用医薬品を店舗において販売し、又は授与する業務を行う者は、店舗ごとに店舗の所在地の都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）の許可を受けなければなりません。
- 開設者の変更、店舗の移転（同一敷地内、同一ビル内の移転も含む）及び全面改築の場合も新規開設許可の手続きが必要になります。
- 許可には審査及び検査日数を要しますので、事前に保健所へご相談下さい。

### 【根拠法令】

医薬品医療機器等法第24条第1項、同法第26条、薬局等構造設備規則第2条  
薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条

### 【許可までの流れ】

申請書提出 → 検査の日程調整 → 検査 → 許可 → 許可証の受取 → 開設

### 【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 店舗販売業許可申請書（様式第七十六）
2. 薬剤師及び登録販売者一覧
3. 構造設備の概要
4. 業務体制の概要
5. 薬剤師及び登録販売者の通常の勤務体制
6. 特定販売の概要 ※特定販売を行う場合のみ
7. 店舗の平面図及び付近見取り図
  - ・ 情報提供場所、要指導医薬品、第1類医薬品及び指定第2類医薬品の陳列場所を記載
  - ・ 店舗の全体の寸法（mで記入）及び面積を記載
  - ・ ショッピングモール等店舗内に開設する場合は、店舗の位置がわかる施設全体図も添付すること
8. 薬剤師及び登録販売者の雇用契約書の写し（原本持参）または使用関係証明書
  - ・ 個人開設の場合、開設者の分は不要
9. 有資格者全員の薬剤師免許証または販売従事登録証の写し（原本持参）
10. 法人の場合は登記事項証明書（登記簿謄本）（発行日より6ヶ月以内のもの）
11. その店舗の管理者が薬剤師法第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（再教育命令）を受けた者であるときは、同条第3項の再教育研修修了登録証の提示
12. その店舗の管理者が登録販売者である場合には、業務（実務）従事証明書または業務（実務）従事確認書及びその証明に関する書類（例：勤務状況報告書）

13. 手数料 29,200 円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。